

資格審査申請書式と記載例

記載例 組合資格審査申請書

令和6年9月13日

兵庫県労働委員会会長様

主たる事務所の所在地 神戸市中央区下山手通5丁目〇番〇号
労働組合名 花隈工業労働組合
代表者の職氏名 執行委員長 元 町 通

資格審査申請書

不当労働行為救済申立て
〇法人登記のため、当組合の資格審査を申請します。
労働者委員候補者推薦
労働者供給事業許可申請

添付資料

審査資料 { (A)
(B)
(C)
組合規約 (附属規程等)
組合役員名簿
組合会計関係書類
事務分掌規程
労働協約
組合組織一覧表

〔記載上の注意〕 労働組合が資格立証のため提出すべき資料

- 1 資格審査の目的について、該当するものに○を付けてください。これら以外の場合は、その旨を記載してください。
- 2 組合規約のほかに、これに準ずる諸規程（選挙規則、議事規則、専従規程など）があれば、必ず提出してください。
- 3 役員名簿には、職場における現職又は最後の職及び専従非専従の別並びに出身単組名を記載してください。
- 4 申請組合が連合団体又は単一組合*の場合は、傘下の支部（分会）名を記載した組織一覧表を提出してください。
 - * 単一組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行いうる下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- 5 単一組合の支部（分会）で、独自の規約を有しないなど単なる運営のための組織にすぎないものは、単位組合としての資格がないことに注意してください。
- 6 不当労働行為救済申立てに係る組合の資格審査に当たり、審査資料（B）・（C）の「使用者」は、不当労働行為救済申立てに係る「労働者」と労働契約関係のある（あった）者をいい、この使用者と申請組合との関係において記載してください。
- 7 労働協約
 - (1) 非組合員の範囲についての協定、専従者取扱いに関する協定、組合活動と賃金に関する協定など労働組合法第2条第1号（非組合員範囲）及び第2号（経費援助）に関係ある附属協定、覚書などのある場合は、必ず提出してください。
 - (2) 労働組合法第2条第2号（経費援助関係）について労働協約及び労使協定上紛らわしい規定がある場合には、経費援助を受けていない証拠（会社からの取扱通知など）があれば、提出してください。
- 8 単位組合にあっては、会社の職制表、事務分掌規程を提出してください。
- 9 前記「添付資料」の中で提出できないものは抹消し、それ以外の資料があれば名称を記入し提出してください。

組 合 規 約

規 定 事 項	該 当 条 項	※
1 名 称	第 1 条	
2 主たる事務所の所在地	第 2 条	
3 平等権 (均等取扱い)	第 10 条	
4 組合員資格	第 5 条	
5 役員 の 選 挙	第 30 条	
6 総 会 の 開 催	第 14 条	
7 会 計 報 告	第 42 条	
8 同 盟 罷 業	第 15 条	
9 規 約 の 改 正	第 16 条	
10 組合員の範囲	第 6 条	
11 組合の目的事業	第 3、4 条	
12 規約制定年月日	第 43 条	

- (注) 1 労働組合法第5条第2項各号の規定事項について、組合規約の該当条項を記入してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

審査資料(B)

使用者名	花隈工業株式会社
代表者の職氏名	代表取締役社長 花隈 栄
主たる事務所の所在地	神戸市中央区下山手通5丁目〇番〇号
電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
業種	プラスチック関係製品の製造販売
労務担当者の職氏名	総務部長 鷹取 匠
関係事業所 〔工場、支店〕 出張所等	東京支店、大阪営業所 明石工場
従業員数	196人
労働協約	締結の有無 <input checked="" type="radio"/> 有・無 締結年月日 令和元年12月1日 有効期限 令和2年11月30日 シヨップ制 <input checked="" type="radio"/> ユニオン・シヨップ <input type="radio"/> オープン・シヨップ

経費援助の有無 [労働組合法第2条
第2号関係]

1	組 合 専 従 者 数	1人
2	組合専従者の給料及び 保険料の負担状況	組合負担
3	就業時間中における 組合活動の取扱い (時間、賃金)	組合活動は原則として時間外に行う。時間内に行う場合の賃金は差し引かれる。
4	組 合 事 務 所 の 賃 借 状 況	(事務所の広さ、使用料の有無・金額を記入してください。) 40平方メートルの事務所を借用。無料
5	備 品 の 賃 借 状 況	(備品の種別、個数、使用料の有無・金額を記入してください。) 事務用机2、同椅子2、会議用机1、同椅子10、ロッカー1は、すべて組合所有。
6	消耗品、光熱費、電話料等の負担状況	消耗品、光熱費、電話料は、すべて組合負担。
7	そ の 他	なし
8	以上各項目に関する 労働協約の該当条項	第 10、11 14～16 条 20～22

審査資料 (C)

非組合員の範囲 (労働組合法第2条第1号関係)

職制表

下の枠内に職制を図示してください。
枠内に記入できない場合は、別に職制表を添付してください。

					(申請)	臨時見習等	
					係員	(組合員)	
					10 (0)	1	
					5 (0)	1	
					5 (0)	1	
					5 (0)		
					10 (0)	1	
					5 (0)		
					30 (30)	4	
					30 (30)	4	
					30 (30)	4	
					30 (30)	4	
1	3	5	10 (4)	160 (120)	20 計	199	(124)

非組合員の範囲に関する労働協約該当条項 第 6 条

人 員 表

区 分	役 員	部 長	課 長	係 長	係 員	臨 時 見 習 等	計
本組合に加入し て いる 者				4	120		124
本組合に加入し て いない 者	3	1	5	6	40	20	75
計	3	1	5	10	160	20	199
本組合に加入し ていない者のう ちで他の組合に 加入している者				2	40		42